相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中巨摩郡昭和町西条新田五三六番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮脇　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　武藤　高晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市上福沢五三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　榮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県甲府市大里町六八〇番地三弁護士法人ＡＴＢ山梨事務所　相続財産清算人　弁護士　木下　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町宮山三三一六番地九、最後の住所静岡県伊東市岡一四四八番地の五〇中台工業第三別館三〇八号　被相続人　亡　上勢頭　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

静岡県沼津市大岡一九二三番地の一　元吉ビル一階　セラ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　角替　清美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県弥富市楽平二丁目二〇番地、最後の住所愛知県弥富市楽平二丁目二〇番地　被相続人　亡　山田　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番八号いちご名古屋ビル二階　弁護士法人ロウタス法律事務所　相続財産清算人　弁護士　村田　篤紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市榊原町五一〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野本　直孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

三重県四日市市諏訪町五番九号メゾントレンディー二階　西村法律事務所　相続財産清算人　弁護士　西村　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋南三丁目二番地五、最後の住所大阪市東住吉区湯里二丁目一番一一号シャルムメゾン針中野Ⅱ四〇四号　被相続人　亡　吉浦　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区西天満五丁目二番一八号三共ビル東館五階　相続財産清算人　弁護士　籔根　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市寝屋一丁目九一四番地、最後の住所大阪府交野市星田四丁目八番一二号　被相続人　亡　山本　惠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市天王寺区上本町六丁目九番一〇号　青山ビル本館四〇七―一号　相続財産清算人　弁護士　疋田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区立売堀四丁目三一番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区相生通一丁目九番三〇号　被相続人　亡　高木　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区西天満二丁目八番五号西天満大治ビル三階Ｂ―一　相続財産清算人　弁護士　植西　輝実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市荻野六丁目二三番地、最後の住所兵庫県尼崎市立花町三丁目五番二九号　被相続人　亡　山口　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市大村二二〇番地、最後の住所兵庫県三木市大村二二〇番地　被相続人　亡　中川　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県三木市緑が丘町東一丁目一―五〇シラユリ第一ビル三Ａ緑が丘法律事務所　相続財産清算人　弁護士　吉倉美加子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市水江一五八六番地一七四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金尾　寛二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

岡山県倉敷市美和二丁目四番一五号　相続財産清算人　司法書士　平田　一希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町寿町一九二一番地、最後の住所広島県安芸郡海田町南大正町三番一二―二〇一号　被相続人　亡　徳永　敏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

広島市中区上幟町三番二五号レオビル二階　倉重綜合法律事務所　相続財産清算人　倉重有希央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市高野町下門田七番地、最後の住所広島県三次市君田町東入君三三二番地一　被相続人　亡　落谷　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

広島市中区小町三番三一―三〇二号　相続財産清算人　司法書士　和田　佳江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市菊川町大字田部八一五番地二、最後の住所山口県下関市菊川町大字上田部二二七番地四　被相続人　亡　高木　厚則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山口県下関市南部町二二番二五号共栄火災ビル二階　片山法律事務所　相続財産清算人　弁護士　片山　智宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町大字北庄六一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　光山　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南九八番地一　相続財産清算人　行政書士　玉井百合子